

比較表

市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針（案）概要（新）

基本的な考え方

1. 基本方針における用語の定義

- (1) 協働とは
- (2) 市民公益活動とは
- (3) 市民公益活動団体とは

2. 協働の効果

- (1) 市民にとっての効果
- (2) 市民公益活動団体にとっての効果
- (3) 行政にとっての効果

3. 協働の原則

- (1) 対等の原則
- (2) 自主性尊重の原則
- (3) 自立の原則
- (4) 相互理解の原則
- (5) 目的意識共有の原則
- (6) 公開の原則
- (7) 非営利・公益性の原則

4. 協働の形態

- (1) 情報提供・情報共有
- (2) 双方への提言
- (3) 事業協力・協定
- (4) 委託
- (5) 補助・助成
- (6) 共催
- (7) 後援
- (8) 実行委員会・協議会

5. 協働における市の責務

- (1) 市民公益活動団体の特質などの尊重
- (2) 市内部の体制整備
- (3) 市職員の人材育成
- (4) 市の有する情報の公開

6. 協働における市民公益活動団体の責務

- (1) 行政の特質などの尊重
- (2) 組織の最適化
- (3) 関係法令の遵守
- (4) 説明責任と情報公開

NPO支援に関する基本方針の概要（旧）

基本方針1 NPOの特質等の尊重

基本指針1

行政が支援する団体は、社会性・公益性への寄与が前提。

基本指針2

支援に当たっては、様々な特質を認知し、これを疎外しない。

- ① 自発性・自立性の尊重
- ② 多種多様性・多元性の尊重
- ③ ミッション（使命）の優先の認知
- ④ NPOの有償性の認知

基本指針3

支援に当たっては、NPOのボランティア性を絶対視しない。

基本指針4

支援に当たっては、NPOを特別視しない。

基本方針5

支援を受けたNPOは、アカウンタビリティ（説明責任）を果たすこと。

基本方針2 行政内部の変革の推進

基本指針1

NPOの行政過程への連携を推進する。

基本指針2

支援に当たっては、行政の区域及び官民の枠にこだわらない。

基本指針3

支援に当たっては、職員の意識改革を行う。

基本指針4

人材育成は、すべての施策の第一歩である。

基本指針5

支援に当たっては、NPOに対する業務委託を推進する。

基本指針6

支援に当たっては、業務を行わないことも支援策であるとの認識を持つ。

7. 協働における市民の責務

- (1) 市民公益活動団体への理解
- (2) 市民公益活動への参加

8. 協働における企業の協力

- (1) 市民公益活動推進への協力

協働推進の方向性

- 1. 協働意識の醸成
- 2. 協働を推進するための環境整備
- 3. 協働の実践
- 4. 協働の検証・評価・見直し

協働推進への取組

- 1. 市の取組
 - (1) 市職員の人材育成を行います
 - (2) 意見交換・提言の機会及び場を設けます
 - (3) 協働を推進する体制を整えます
 - (4) 市民公益活動団体への支援を行います
 - (5) 協働の実態を把握し、協働のあり方を見直します

2. 市民公益活動団体の取組

- (1) 透明性の高い組織運営を行います
- (2) 市民の理解と参加を促します
- (3) 市民公益活動団体はお互いに連携を推進します

基本指針7

支援に当たっては、補助金制度偏重型支援から脱却する。

基本指針8

支援に当たっては、行政の有する情報の活用推進を図る。

基本方針3 環境整備の重視

基本指針1

支援に当たっては、NPOを取り巻く社会環境の整備を図る。

基本指針2

NPOが情報の公開をする場を提供する。

基本指針3

NPOとの交流の促進を図る。

基本指針4

支援に当たっては、総合的に市民活動の基盤づくりを進める。

基本指針5

NPO支援の行政窓口の一本化を図る。